

簡易回生手続の活性化のための方策

—簡易調査報告書の標準様式の導入を中心に—

2021年東アジア第三セッション

*

ソウル回生法院裁判官 Shin hyewon

I. 簡易回生手続の導入

- 債務者回生および破産に関する法律（以下「債務者回生法」と呼ぶ）が2014年12月30日に改正されたことで第2編第9章少額営業所得者に対する簡易回生手続が新設され2015年7月1日から施行された。
- 改正前の債務者回生法は、回生手続が大手企業に合わせて規定されており、資産や負債などの規模が小さく利害関係人が少ない小企業としては手続が複雑で期間も長く費用は大きいとの指摘があったのでそれを受けて簡易回生手続が新設されるようになった。
- 債務者回生法第2編第9章少額営業所得者に対する簡易回生手続は、7つの条文から構成されており、特則で定めた内容以外には第2編の回生手続の規定がそのまま適用されている。特則は大別すると適用範囲に関する特則、申立ておよび開始決定に関する特則、調査に関する特則、可決要件に関する特則に分けられる。
- 2020年6月2日の債務者回生法施行令の改正によって簡易回生手続の適用対象である「少額営業所得者」の負債基準が従来の30億ウォンから50億ウォンに増額されたことで適用範囲が拡大された。

* 翻訳：崔廷任（早稲田大学ロースクール卒業生）

II. 簡易回生手続の主要な運営現況

1. ソウル回生法院の簡易回生手続の受付および処理の現況

年度	2019	2020	2021上半期
全体法人回生事件 受付件数	343件	312件	122件
簡易回生手続事件 受付件数	111件	124件	64件
簡易事件の比率	32.3%	39.7%	52.4%

2. 2020年簡易回生手続受付事件（85件¹）の分析結果

■ 平均負債額

回生担保権	回生債権	共益債権	合計	備考
2億 8,634万ウォン	19億 2,185万ウォン	1億 953万ウォン	23億 1,772万ウォン	回生担保権は34件（全体事件の40%）のみ、1000万ウォン以上の担保権の場合は31件（全体事件の36.4%）のみである。

■ 平均資産および清算価値

会社提示 資産価値	実査価値額	実質資産率	清算価値額	実質資産 清算可能率
19億 5,872万ウォン	7億 1,655万ウォン	36.58%	4億 2,115万ウォン	58.8%

■ 2020年簡易回生事件における処理過程別平均所要期間

¹ 2020年に受付した簡易回生手続事件（124件）のうち、開始決定後調査報告書が提出された85件が対象である。

区分	申立て後 開始決定	開始後 認可決定	開始後 終結決定	認可後 終結決定
所要期間	22. 18日	169. 71日 (5. 6ヶ月)	224. 34日 (7. 4ヶ月)	57. 85日 (1. 9ヶ月)

● 2020年回生(回生合議)事件の処理過程別平均所要期間

申立て～開始：26.9日、開始～認可：216.7日（7.2ヶ月）、開始～終結：347日（11.5ヶ月）、
認可～終結：137日（4.5ヶ月）

III. 簡易回生手続の特則

1. 管理員不選任の原則

■ 簡易回生手続においては管理人を選任しない。但し、第74条第2項各号のいずれかに該当する場合には管理人を選任することができる（債務者回生法第293条の6第1項）。

■ 回生手続における管理人選任規定（債務者回生法第74条）

- ①管理人選任、②原則的に債務者又は債務者の代表者を管理人として選任、③個人、中小企業などの場合管理人不選任、④管理人不選任の場合債務者を管理人として看做す

2. 調査手続の簡易化

■ 簡易調査委員は債務者回生法第87条による調査委員の業務を大法院規則の定めに従い簡易な方法で遂行することができる（債務者回生法第293条の7第2項）。

■ 債務者回生および破産に関する規則第71条の3（簡易調査委員等の簡易な業務遂行の方法）

- ①債務者回生法第293条の7第2項による簡易調査委員の簡易な業務遂行の方法は以下の各号に定めるところによる。

- 1. 債務者回生法第90条による財産価額の評価は一般的に公正・妥当であると認められる会計慣行が許す範囲内で次の各項目の方法の中から債務者の業種および営業特性に照らして効率的であると判断される一つ又はそれ以上の方法を選択してすることができる（各項目の記載省略）。
- 2. 債務者回生法第91条の財産目録および貸借対照表は同規則第71条の3第1項第1号に従い財産価額の評価結果を反映して作成する。この場合財産の規模と財産内識別の重要度を考慮して貸借対照表の勘定科目を統合することもできる。
- 3. 債務者回生法第92条1項各号のうち、債務者の回生計画又は回生手続に重大な影響を及ぼさないものはその要旨のみを報告することもできる。
- 4. 債務者回生法第87条第3項によって、回生手続を進行することが妥当であるか否かに関する意見を提出する場合、債務者の営業の展望、取引先維持の可能性、共益債権の規模、運営資金の調達可能性などに関する調査のみに基づいて意見を提示することができる。

3. 可決要件の緩和

■ 簡易回生手続の関係人集会においては、債務者回生法第237条第1号にもかかわらず次の各号の要件のいずれかを満たす場合には、回生計画案について回生債権者の組で可決されたものとみなす（債務者回生法第293条の8）。

- 1. 議決権を行使できる回生債権者の議決権の総額の3分の2以上に当たる議決権を持つ者の同意を得たとき
- 2. 議決権を行使できる回生債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を持つ者の同意および議決権者の過半数の同意を得たとき

IV. 簡易回生手続の主な改善事項

1. 簡易回生手続の適用範囲の拡大

■ 2020年6月2日から対象事件の負債基準が‘30億ウォン以下’から‘50億ウォン’

以下に拡大されたことで受付件数が増加した。

● 2019年111件の受付 → 2020年124件の受付

- 上記のような適用範囲の拡大とともにソウル回生法院は実務準則第201号（簡易回生事件の処理基準）を改正して予納基準額を調整した（30億ウォン超過50億ウォン以下の場合800万ウォン～1,000万ウォン）。

2. 映像審問および現場検証の拡大

- 回生手続開始の申立てがあるときは、裁判所は債務者又はその代表者を審問し、債務者の営業状況などを把握するために必要な場合は主要工場や営業所を訪問することができる（現場検証）。
- 2020年からCOVID-19の拡散によりソウル回生法院では対面での進行を最小限にするためにインターネット画像装置などを活用した非対面審問および現場検証制度を導入した。特に簡易回生手続で積極的に活用している。
- 現在ソウル回生法院はVidyo Connectのアプリを利用して映像審問および現場検証を実施している。
- 申立人又は債務者としては裁判所に出席する必要がない点が便利であり、管理委員、裁判部、申立人、債務者のスケジュール調整にも容易であるため、検証費用が節減できる効果もある。
- 特に従来の現場検証の場合回生手続が遅延する恐れから積極的に活用できていなかったが、映像現場検証では時間、場所的制約がないので裁判部や債務者の立場では負担を感じることなく進行することができるのでこれから検証を実施する事件の割合が増えると予想されている。

3. 簡易調査報告書標準様式および簡易な方法による調査の推進

■ 簡易調査報告書標準様式の導入（後述）

■ 簡易な方法による調査の推進

● 簡易回生事件の調査業務を遂行する際の問題点

- 零細な事業者の場合、信頼できる会計帳簿などが存在せず、手記帳簿や整理できていない預金通帳などに基づいて調査することが多い。
- 債務者が調査の基礎となる資料を真面目に提出しないことも多く、提出したとしても調査委員がこれを検証するには相当な時間を要する。
- 将来の売上に関しては業界の特性上客観的な資料を提出することができないケースもある。

● 改善策および導入の効果

- 会計慣行が許す範囲内であれば、会計帳簿やその他の書類ではなく役職員の面談などを通じて資料収集することを認めて、これに基づいて継続企業価値を算定することを可能にする。
- 債務者が提示する事業計画や将来売上額が、過去の売上高と同種業界の売上成長率等を踏まえ、現実性があると判断されれば、基本的に債務者提出の資料を信頼し、これを前提に調査することとする。
- 継続企業価値の算定において、推定期間を従来一律10年としていたのを原則5年とするが、5年の推定期間で算定した継続企業価値が清算価値に及ばないときに限って推定期間を延長することとする。

V. 簡易調査報告書様式の標準化

1. 簡易調査報告書の関連規定

■ 債務者回生法第293条の7（簡易調査委員等）

- 簡易調査委員は第87条による調査委員の業務を大法院規則の定めに従い簡易な方法で遂行することができる。

- 債務者回生および破産に関する規則第71条の3（簡易調査委員等の簡易な業務遂行の方法）
 - 財産価額の評価方法において会計帳簿の検討、書類の閲覧、資産の実査、債務者役員に対する面談などの様々な方法の中から一つ又はそれ以上の方法を選択
 - 貸借対照表の作成時に必要な場合は勘定科目の統合可能
 - 手続に重大な影響を及ぼさない事項は要旨のみ報告可能
 - 営業の展望や取引先維持の可能性、共益債権の規模などに関する調査のみに基づいて手続進行の妥当性に関する意見提示が可能

2. 簡易調査報告書標準様式の導入の背景

- 法と規則において、簡易回生事件における調査方法の簡易化を規定しているにもかかわらず簡易回生事件でも既存の回生手続における調査方法や調査報告書作成方式がそのまま適用される事例が少なくなかった。このように零細な事業者の特殊性を考慮しなかったものであり、簡易回生手続の遅延をもたらした。
- 特に2020年からコロナ禍によって営業に大きな打撃を受けている零細な事業者が多く、簡易回生事件において迅速な回生手続の進行がいつにも増して必要だという共通認識が形成された。
- これを受けて簡易調査委員の調査報告書作成にかける事件や努力を軽減させ、調査項目の標準化などを通じて簡易調査報告書を閲覧する利害関係人の理解を高め信頼性、予測可能性を高めるためにソウル回生法院は2020年7月簡易調査報告書標準様式を用意した。

3. 既存の調査報告書様式との違い

- エクセル(Excel)調査報告書様式の導入
 - エクセルで作成した内容を他のプログラムに変換することなくそのまま提出させる

- 報告書は表を中心に作成し、文章は最小限にして定型文を使用するようにする。
- 従来の50～70ページ → 10ページ前後

■ 調査項目の標準化

- 調査報告書を閲覧する利害関係人が内容を簡単に理解できるようにして、調査項目に対する予測可能性を高める。
- 当該事件において主な問題点は別途表記できるようにする。

■ 調査対象の最小化

- 調査委員の選任決定時に調査を命じた項目に限定して重点的に調査するようにする
- 調査委員選任時の主文

簡易調査委員は次の事項に対する調査結果又は意見を2021.00.00まで裁判所に提出しなければならない。

- ア. 債務者回生および破産に関する法律第90条ないし第92条所定の事項に関する意見を付した調査結果
- イ. 簡易回生手続を進行することの妥当性に関する意見
- ウ. 債務者の負債額に算入されなかった債務者の第3者に対する保証債務の金額、内容および保証責任の発生可能性

4. 簡易調査報告書標準様式の導入の効果

■ 迅速な回生手続進行が可能

	2020年全体	既存調査報告書 適用事件 ²	標準調査報告書 適用事件 ³
申立て後開始決定	22.18日	23日	20.22日
開始後認可決定	169.71日	170.11日	168.96日
開始後終結決定	224.34日	238.12日	199.56日
認可後終結決定	57.85日	71.59日	41.20日

² 2020年に受付られた簡易回生合議体事件23件の分析結果である

³ 2020年に受付られた簡易回生合議体事件54件の分析結果である

- 申立て後開始決定までの期間と開始後認可決定までの期間との間に有意な差はないが、標準調査報告書の適用事件の場合、既存の調査報告書様式を使用した事件より、終結時まで30～40日ほど期間が短縮される効果があったように見える。

■ 簡易調査委員の調査業務の軽減

- 従来の調査報告書に比べて様式が簡易化されており、調査委員が主に使用するエクセルファイルと連動されており、不具合の修正や推定値の変更が容易であり、より迅速に調査報告書をアップデートすることができる。
- 報告書の作業時間が大きく減少して調査業務により集中することができ、回生事件に比べ比較的により低い簡易調査委員の報酬に対する不満もある程度解消できると思われる。

VI. 終わりに

■ 簡易調査報告書標準様式導入に関する評価及び今後の展望

- 簡易回生手続の特則の中で核心となるものは‘調査業務の簡易化’であるが、従来は簡易調査委員が零細な企業の特異性を反映できず回生手続と同じレベルの資料を提出するように要求したり、調査項目として命じていない事項まで調査したり、叙述型報告書を作成することに力を入れるなど、‘調査業務の簡易化’が実現されなかった。
- 今回の簡易調査報告書標準様式の導入によって、簡易調査委員は調査を命じた事項にだけ調査力量を集中することができ、文章ではなく図表中心のエクセルファイル形態の簡易調査報告書をそのまま提出したことで変換作業にかかる時間と努力を減らすことができたことで効率的に調査業務を遂行できるようになったと評価される。

- 導入されたばかりの標準様式であるため今後の手続関係人懇談会などを通じて導入趣旨を説明して、改善方向などについて意見を聴く機会を設けることが必要である
と考える。
- 2020年から続いているコロナ禍によって多くの企業、特に小企業たちが存続の危機に陥るほど財政的な困窮に直面しているが、今回の簡易調査報告書標準様式の導入によって小企業の簡易回生手続が、より迅速に小企業に合わせて合理的に進行できる契機となることを期待している。